

令和7年度 田彦中学区市政懇談会

日時：令和7年7月13日（日） 10:00～11:30

場所：田彦コミュニティセンター

【事前質問】	1
1 資源回収におけるワンウェイびんの色分けについて（田彦東自治会）	1
（廃棄物対策課回答）	1
2 市政30周年記念事業報告について（田彦東自治会）	3
（企画調整課・観光振興課・指導課回答）	3
3 同窓会支援事業補助金の創設について（田彦西自治会）	4
（企画調整課回答）	4
4 社会福祉協議会に関する制度について（堂端自治会）	5
（地域福祉課回答）	5
5 側溝の土砂等の除去について（西大島自治会）	6
（道路管理課回答）	6
6 大島陸橋西交差点の雨水排出力強化について（西大島自治会）	7
（道路管理課・河川課回答）	8
7 側溝路地の木の伐採について（西大島自治会）	8
（河川課回答）	8
8 側溝蓋の点検、改善について（西大島自治会）	8
（道路管理課・河川課回答）	8
【懇談内容】	9
1 交通安全の要望について（田彦西自治会）	9
（市民生活部長回答）	9
2 大島公園の遊歩道要望について（個人参加）	9
（都市整備部長回答）	9
3 狭あい道路の安全対策について（個人参加）	9
（建設部長回答）	10
（市民生活部長回答）	10
4 自治会加入率の低下対策について（堂端自治会）	11
（市民生活部長回答）	11
（市長補足）	11
5 特別会計における高齢者医療予算の減少について（個人参加）	12
（保健福祉部長回答）	13
（市長補足）	13
6 プール学習の民間委託について（個人参加）	13

（教育部長回答）	13
7 学校における発達障害児対応の現状と対策について（個人参加）	14
（教育部長回答）	14
（再質問）	14
（教育長回答）	14
8 市政懇談会の参加人数について（個人参加）	15
（企画部長回答）	15

【事前質問】

1 資源回収におけるワンウェイびんの色分けについて（田彦東自治会）

資源回収におけるワンウェイびんの色分けに黒色があるが、実際の排出状況を見ると黒色のびんは殆どなく、茶色や青緑が混在しているケースが多々ある。茶色と青緑に分別するにしても、最近のびんは日にかざさないと判別が難しい。黒色にそれらが混在していた場合、処分先での処理・問題点があれば教えてほしい。

また、黒色のびんについて写真でよいのでサンプルの提示をお願いしたい。

（廃棄物対策課回答）

資源回収におけるワンウェイびんの色分け、特に黒色のびんについて、お答えいたします。

市が回収したびんをリサイクルしている事業者では、黒色として回収、選別されたびんを、グラスウールの原料など色が影響しないものにリサイクルしており、そのため、他の色が混ざっても問題はありません。

一方、透明や色の薄い茶色、青緑のびんは、同じ色のガラスびんの原料としてリサイクルされますので、これまで通りそれぞれの色に分別をお願いいたします。なお、色の濃淡は個人の主観により異なりますので、判断に迷う場合は、すべて黒色に分別していただいで結構です。

また、色が混在しているのご指摘ですが、まずは回収業者が資源回収ステーションから回収する時点で、びんを空のポリ容器に移し替えながら、他の色のびんが混ざっていないかを確認しております。さらに、市が回収したびんをリサイクルしている事業者においても、選別機械と人の手により、他の色やびん以外の異物の混入を確認しております。

びんは可能な限りびんの原料としてリサイクルすることで環境負荷を大きく低減することができますので、別添のサンプル写真をご参照のうえ、今後とも、リサイクルの推進にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

※記載されているものは一例になります

白	
茶	
緑	緑、青、黄、色の薄いもの 
黒	コバルトブルー、黒、赤、色の濃いもの 

・以下のものは混入不可です。

陶磁器
板ガラス
鏡
耐熱ガラス(コーヒーメーカーなど)
硬質ガラス(試験管、ビーカーなど)

硝和ガラス株式会社

2 市政30周年記念事業報告について（田彦東自治会）

（1）市政30周年記念事業について、実績報告をお願いしたい。

（2）コロナ禍前は、市内の小学校の運動会で「素敵な明日のために」を使ったダンスを披露していたが、「ひたちなかの子」の意識づけの意味で復活して欲しい。夏祭りを昨年から実施しているが、その際に「素敵な明日のために」を踊ってもらいたいがなかなか踊れる人が少ない。

（企画調整課・観光振興課・指導課回答）

（1）市誕生30周年を記念し、令和6年度は1年間を通して、文化、芸術、スポーツ、産業、教育等、様々な分野において記念事業を実施しました。

事業開始に向けては、「ひとが咲くまち。ひたちなか」の市誕生30周年記念ロゴマークを制作し、市ホームページ等でPRしたほか、各記念事業の実施に当たっては、市報等で事前告知を行うとともに、開催後に実施した様子を掲載し、より多くの方に関心を持っていただけるよう努めました。

こうした取組の結果、年度当初39事業を予定していた記念事業は、“共に祝う”という基本方針に賛同していただいた市内の団体や企業が主催する行事を加えることができ、最終的に82事業まで拡大しました。

市民提案型事業（那珂湊野外劇など）や、国営ひたち海浜公園と連携し、誰もいないネモフィラの絶景をゆったりと鑑賞した「ネモフィラ早朝満喫鑑賞体験」、カラフルな毛糸の編み物で昭和通りを彩った「ヤーンボミングDEひたちなか」、5年ぶりに本市で開催された「ロック・イン・ジャパン・フェスティバル」等、多くの方が関わりながら多様な事業が展開されたことで、祝祭感が広がるとともに、シビックプライドの醸成につながったと捉えております。

市誕生30周年を契機に実施した事業のうち、市民からも好評であった「『素敵な明日（あす）のために』の時報メロディー」や「ネモフィラ早朝鑑賞体験」など、いくつかの事業につきましては、令和7年度も継続して実施しているところです。

各種記念事業を通じて深まった市民や団体との「つながり」を様々な機会を活用して協働のまちづくりを推進し、未来への飛躍につなげてまいります。

（2）コロナ禍以前は、市内小学校の運動会でひたちなかソング「素敵な明日のために」を用いたダンスが披露され、ひたちなか市民のつながりを深める一助となっていました。地域の方々から復活を希望する声があがることは嬉しいことです。

一方、本市小学校の運動会につきましては、授業時数確保に向けた練習時間の削減や熱中症予防、共働き世帯増加による昼食準備負担軽減等理由を背景に、全校が半日開催としております。

ダンスを披露する機会につきましては、田彦小では３・４年生のみが表現運動として実施しています。また、運動会の種目や内容については、児童たちが協議し決定している学校が増えております。

このような状況の下、ダンスの時間や「素敵な明日のために」使用について再び広めることは難しい状態にあります。市としましては、子どもたちのふるさとを愛する心の育成に資する取組の一環として、各学校に呼びかけてまいります。

なお、「素敵な明日のために」の踊り方につきましては、昨年度新たに撮影したひたちなか踊りレッスン動画２０２５を、ＹｏｕＴｕｂｅのひたちなか市観光振興課公式アカウント「観光ひたちなか」に投稿しており、誰でも見ることができますので参考にさせていただければと思います。また、音源につきましては、ひたちなか市観光協会にてＣＤの無料貸出を実施しておりますので、活用していただければと思います。

３ 同窓会支援事業補助金の創設について（田彦西自治会）

同窓会支援事業補助金を時限的に実施するのはいかがか。

（企画調整課回答）

「同窓会支援事業」の試験的な実施について貴重なご提案をお寄せいただき、誠にありがとうございます。同窓会は、学生時代の仲間と再会し、思い出を語り合う場であると同時に、ふるさとへの愛着を育む貴重な機会でもあります。近年では、こうした再会の場を通じて、地域の魅力を再認識していただき、将来的なＵターンや移住、さらには関係人口の創出や地域の飲食店等の活性化へとつなげる取組として、同窓会を支援する制度を設ける自治体も見られるようになってきております。

今年度末までを計画期間とする第３次総合計画後期基本計画では、人口減少対策を重点テーマとして取り組んでおり、ご提案の趣旨につきましては、地域にゆかりのある方々がふるさとに戻るきっかけづくりとしてだけでなく、まちの活力向上を図る一つ的手段として、意義あるものと受け止めております。

制度を導入している自治体は、人口規模の小さい市町村が多く、また、支給対象になることはない市外出身者への配慮もあってか、重複支給や過誤支給を防ぐための多種多様な関係資料の添付を補助申請者に求めています。

人口１５万人、毎年６千人に近い転入者を迎えている本市としては、慎重な検討が必要だと考えております。

ご提案いただいた同窓会支援事業については、現在実施している人口減少対策及び地域づくりに関連する施策との連携の可能性や、策定を進めている次期総合計画の体系等を踏まえて、今後のまちづくりのあり方の中で総合的に検討してまいります。

4 社会福祉協議会に関する制度について（堂端自治会）

（１）自治会員が入会の時点で自動的に社協会員となり、選択の余地がない。

（２）社協会費・募金の納入時に、会員はこの専用回覧用紙による同調圧力にさらされる。

（３）自治会からは会費・募金を徴収するが、非自治会員からは住民が社協会員であるにも拘らず会費・募金を徴収しない。

（４）自治会長が民生委員を推薦することについて

民生委員は本来、市の福祉事業の重要な実践者であるべきが、自治会と市行政の間に置かれ、十分な活動への障害になっている。更には、自治会員が過半数を割り込むような状況になっても、以前からの事業は継続されており、それが自治会運営の大きな障害になっている。

（地域福祉課回答）

（１）ひたちなか市社会福祉協議会においては、自治会を「社協支部」として位置づけており、自治会員の皆様には社協支部会員として会費や募金等のご負担・ご協力をいただいているところです。自治会員の皆様が同時に社協支部会員となつていただくことで、市及び自治会と社会福祉協議会が連携を図り、一体となって地域福祉の推進に取り組んでいただくという趣旨を踏まえてのものでありますことから、ご理解とご協力をお願いします。

（２）皆様にご協力をいただいております社協会費及び共同募金への協力はあくまでも任意であり、募金等のとりまとめを自治会（社協支部）へ依頼させていただいております。社協会費および共同募金の募集に用いている用紙の氏名・金額欄へのご記入につきましても、こちらも任意となっております。社協へ募金等をお持ちいただく際には、件数と金額につきましては、確認させていただいておりますが、名簿の提出は任意とさせていただいているところです。一方で、希望する自治会（社協支部）に対しましては、回覧方式で活用できる、氏名等を記載する用紙を配布させていただいております。その結果、記名・募金が強制であると感じる方がいらっしゃるというご意見は貴重なものであり、今後は任意であることをより分かりやすくするなど、改善を検討してまいります。

（３）非自治会員の方への会費・募金の呼びかけが不十分であり不公平感があるという点につきましては、社協としても街頭募金やイベント時の呼びかけ、企業等への協力依頼など、多角的な方法での取り組みを行い、自治会員以外の方に向けた加入促進・募金の協力依頼に努めているところです。引き続き会費や募金の使途について丁寧に情報提供を行い、社協活動への理解促進に努めてまいります。社協の活動は、地域住民の皆様のご理解とご

支援によって支えられております。今後とも、自治会の皆様との協働を大切にしながら、地域の絆により安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

(4)民生委員は、日々の生活における困り事や心配事を抱えている方の相談に乗り、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター（おとしより相談センター）などの専門機関に橋渡しをする、「つなぎ役」として活動していただいております。

市内には84の自治会があり、それぞれの地域の課題（住民の特性、立地に起因する災害リスク等）は異なることから、自治会と民生委員の関係性、関わり方、役割等も様々であり、正解はひとつではないというのが基本的な考えではあります。

例えば、災害時の対策として、自助、共助（地域等）、公助（市役所等）という考え方があります。先の東日本大震災では、「公助」（市役所、消防、警察など）だけでは十分な対応ができないという課題が残りました。いつ発生するかわからない災害に備えて、「自助」（一人ひとりの備え）とともに「共助」（地域でのとりくみ）の基本となる自治会、自主防災会、民生委員等が連携した地域活動が重要であると考えております。

更には、災害時等の活動は、平時からのつながりがあってこそ有効に機能すると考えることから、その出発点となる地区の民生委員を自治会が推薦する現行のシステムの重要度・必要性は極めて高いものと認識しているところです。

一方で、民生委員を含む委員の選任など、自治会に多大なご負担をおかけしていることは十分に認識しております。引き続き、自治会の負担軽減につながる、事業の見直し・効率化や依頼方法の平準化等に努めてまいります。

5 側溝の土砂等の除去について（西大島自治会）

(1)側溝の蓋掛けについて

(2)側溝清掃について

(3)側溝の傾斜が悪く流れが良くない

(道路管理課回答)

西大島自治会の皆様には日頃から道路側溝の清掃にご協力いただき、感謝申し上げます。道路側溝について、ご質問がありましたので次のとおり回答いたします。

(1)側溝の蓋掛けについて

市内の道路側溝で蓋のかかっていない箇所については、新たに敷地出入り部分となるところへの蓋支給や、自治会等からの要望があった箇所への蓋設置を行っています。しかし、要望の内容（延長等）によってはすべての完了までに複数年かかる場合があります。

(2)側溝清掃について

側溝の蓋が重く、近年は作業が困難との記載がありましたので、以下のご質問

①側溝の蓋のある場所の清掃について

②側溝の蓋が重く、取り外しができない場所の清掃について

に対し、次のとおり蓋の開閉の難易度によってケース分けして回答いたします。

「回答」

ア 側溝の蓋やグレーチング柵が重くて開かない場合

- ・市へ側溝清掃の依頼をお願いします。
- ・道路管理課では、依頼があった後、現地を確認し目安として側溝深の3分の1以上の堆積があれば清掃を実施しています。

イ 側溝の蓋がない場所、側溝の蓋が上がる場合

- ・自治会等で側溝清掃にご協力いただける場合は、蓋上げ機の貸し出し、土のう袋の支給、側溝清掃実施後の土のう回収などを道路管理課で行いますので、お気軽にお問合せください。
- ・部分的に蓋のない側溝にスクリーン（金属製の網のようなもの：ホームセンターで購入可能）を設置いたしますと、葉っぱ、ゴミなどが入りにくくなりますので、清掃が容易になります。設置をご検討願います。
- ・LINE アプリを使った「ミニ里親制度」に登録後、連絡をいただければ、お時間はいただきますが土のう袋、ゴミ袋などをご自宅などにお届けも可能です。また、側溝清掃で排出された土のう袋やゴミ袋などの回収も電話だけでなく LINE アプリで対応可能ですので、ぜひご活用ください。

(3)側溝の傾斜が悪く流れが良くないことについて

現地を測量したところ、当該側溝の勾配は非常に緩やかですがたるんだ箇所はなく、道路の雨水を排出するという側溝本来の機能には支障がありません。

また、当該土地の勾配を容易に変えることはできないため、側溝の勾配調整を行うことが難しく、当該地においては破損も見られないことから再整備は今のところ考えておりません。

しかしながら、水の流れが緩やかなため、土砂等がたい積する場合もあると思いますので、その際にはお手数ですが市へ側溝清掃をご依頼くださいますようお願いいたします

6 大島陸橋西交差点の雨水排出力強化について（西大島自治会）

大島陸橋西交差点の雨水排出強化の要望

(道路管理課・河川課回答)

大島陸橋西交差点付近の道路冠水については、ご迷惑をお掛けしております。

ご質問の箇所は周辺の土地より低く近くに水路があり、さらには大島陸橋があるため、地形的な要因により水が集まり易い場所となっております。

これまでの当該地における道路冠水対策につきましては、路面排水の集水箇所(取水口)を増やす対策や、維持管理面においては、台風など大雨が想定される場合に、適宜、集水箇所(取水口)の清掃を実施しております。

しかしながら、昨今みられる線状降水帯・ゲリラ豪雨や台風による大雨などについては、一時的に流末の許容量を超えてしまうこともあり、道路施設のみで解消することは困難な状況にあります。道路管理課としましては引き続き排水設備の清掃等を実施し、機能の維持管理に努めるとともに、今回ご提案いただいた対策についても降雨時の様子を見ながら効果を検証し検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、当該地区における、道路冠水の抜本的な解消対策である雨水幹線整備について具体の計画はございませんが、現在実施している、「中丸川流域における浸水被害軽減プラン(100mm/h安心プラン)」の完了後、上記工区への延伸について検討してまいります。

7 側溝路地の木の伐採について(西大島自治会)

側溝路地に大きな木があり、暗いので木を伐採して明るくしてほしい。

(河川課回答)

市の水路敷地の中に立木があり近隣居住者に聞き取りをした結果、近隣居住者の所有する立木でないことが確認できたことから、6月2日に立木の伐採を実施しました。

8 側溝蓋の点検、改善について(西大島自治会)

側溝の蓋が劣化し落下の恐れがある。また、蓋と蓋の隙間が広く子供の足が入りそうな隙間もある。よって、周辺の側溝の蓋を点検し改善をお願いしたい。

(道路管理課・河川課回答)

当道路の南側は道路管理課管理の側溝、北側については河川課管理の水路となります。南側の側溝の隙間につきましては、5月29日に蓋の移動及び新設により隙間を解消しました。また、北側の水路の蓋につきましては、過年度にホールストッパーを配置するなど隙間対策はしており、すぐに蓋の落下等の危険性は確認されませんでした。劣化が進んでいる箇所も見られますので、破損の状況を確認しながら計画的に交換及び補修をしてまいります。

【懇談内容】

1 交通安全の要望について（田彦西自治会）

この近くで民間交通指導員をさせていただいております。交通安全立哨していて、いろいろ気づいた点とか警察の方と相談したりして、安全に関する要望点を3つほどまとめたものがありますので、もしよかったらこれを後程見ていただければと思います。

（市民生活部長回答）

日頃の活動を通じて、感じられているご要望、ご意見などをまとめていただきましてありがとうございます。後程書面をいただきまして、個別具体的に検討させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 大島公園の遊歩道要望について（個人参加）

私は民生委員をやっています、私の担当する一人暮らしの高齢者の方から、大島公園の遊歩道に関してのご要望がありましたので、お伝えしたいと思います。

内容は、その方は普段、四輪の手押し車で散歩をされているそうです。大島公園にも、遊歩道がありますが、道路部分に草木があり、手押し車を利用しての散歩ができないようです。したがって、遊歩道部分の舗装または手押し車等が通れるようにしてもらいたいということです。

（都市整備部長回答）

大島公園は非常に人気のある公園で、たくさんの方にご利用いただいております。

大島公園の位置付けは、特殊公園いわゆる風致公園でございます。風致公園ということで、ため池を中心に自然の樹林帯や起伏を楽しんでいただく公園ということで作っております。そのため、除草や本当に危険箇所は木を切ったりしますが、なるべく現在の自然を残したいと思っておりますので、一応ご理解いただきたいと思います。

また、昨年も質問があったかと思いますが、土なのでぬかるみますと健常の方でも危ないので、水溜りやぬかるみがなかなか抜けない箇所は、そのつど補修しております。今年も2度ほど補修させていただきました。そのような安全の対応はさせていただきたいと思っておりますが、なかなかフラットにする等の整備は、難しいと考えております。

3 狭あい道路の安全対策について（個人参加）

子供が一行でないと歩けない程の、狭く危険な道路があるため、私はもう10年来横断歩道を作りたいと要望しているが、警察署からは、「左側通行して信号渡りなさい」という回答で、現在も設置されておられません。やはり、子供やお年寄りが安全に通行できるように、横断歩道を設置していただきたい。

(建設部長回答)

これまで地域の方々から、比較的狭隘道路と言われる幅員の狭い道路を車と歩行者が一緒に通行することに関して、危険だというお話は市民の方からはもちろんですし、市議会の方からも幾度となく、ご質問いただいているところでございます。

田彦地区は比較的市街化の進展が早かったというのもありまして、非常に住宅地の中は住宅が建て込んでおります。現実としましては、歩行者を守るために歩道を新たに設けると、相当な事業費がかかりますので、なかなか道路を拡幅する事や歩道を新しくつくる事が、難しい状況にあるというのは、まずご理解いただきたいと思います。

安全対策といたしまして、これまで道路管理上の中で可能な限りやってきたものとしましては、田彦地区内ですと、路肩のグリーンベルトと言われる緑のラインを引いたものがあります。

道路法の中では、道路は幅員全部であり、歩道も車道もなく、道路というくくりの中ですが、道路交通法上は、路肩は車道ではなく、歩道が無い場合に、路肩を安全に歩いていただくとなっております。そのため、歩行者に注意していただくために、緑のラインを引いております。

現状、交差点で見えにくいところには、カーブミラーを設けたり、路肩に注意を促すためにグリーンベルトを引いたり、あとはその速度注意といった路面標示で対応しているのが現状でございます。

またさらに、横断歩道の要望がございましたら、具体的にどこに横断歩道を設置して欲しいのかというご要望につきましては、所管が警察になりますが、その横断歩道も設置要件がございまして、その交差点間の距離が長い場合や、交通量が多く、歩行者を安全に渡すことができない場合に、歩行者の安全を目的として横断歩道を設置する基準がございします。それは警察が定める基準ですが、それに対しても市から具体的に場所を伺って、警察の方にこういうご要望が地域から出てますと、可能かどうかというのはお伝えして参りたいとは考えております。

(市民生活部長回答)

市役所の内部では、今、回答しました建設部の道路管理部門と私ども市民生活部の交通安全部門、それと通学路関係であれば教育委員会三者協議のもとに、様々な対応を図っているところでございます。

お話の中で、警察からの回答によればというお話がありましたので、以前、要望を市の方で受けて現地調査の上、警察の方へ話を伝えたのかなと思います。それがいつ頃であったかによって、しばらく前であって状況が変化しているようであれば、再度、私どもの方で現地確認の上、意見などを添える事ができるかなと考えたところであります。

また先ほど建設部長からの回答にありましたように、交通規制が伴う路面標示、横断歩道は、最終的には県の公安委員会の判断になってしまいますので、判断を委ねざるをえな

いところがありますが、市として私どもで対応できることは、路面標示やグリーンベルトの設置など、また必要によって注意喚起のための看板の設置などは、市で対応できるかなと考えるところでございますので、今後、いろいろ対策などお考えになる中でのご参考にいただければと思います。

4 自治会加入率の低下対策について（堂端自治会）

最近、自治会に加入される方がだんだん減ってきて、退会される方もだんだん多くなってきました。その結果、かなり会員さんの負担が増えてきた状況です。自治会としても会員を維持したいので、市として、自治会に入る推薦のようなことをやっていただけないかなと思います。

（市民生活部長回答）

お話しいただきました、自治会の加入率の低下は全国的な傾向でありまして、私どもひたちなか市としても大変大きな課題であると考えてございます。

まず、今ひたちなか市は、人口が減少傾向にございますが、世帯数は年々増えておりまして、総世帯数に占める自治会加入世帯数という計算式からいきますと、毎年加入率は、今後も低下していくのだろうと考えてございます。

また、自治会の皆様の活動などを負担軽減させる取り組みといたしまして、市の内部では各法令に定める民生委員やいろいろな委員の推薦など、また回覧文書などの軽減などを図っているところでございます。

さらに、加入促進に向けての取り組みでございますが、令和5年度にリーフレットを作成いたしまして、いろんなところで活用しております。また、昨年茨城県の不動産関係の2つの団体と協定を結びまして、ひたちなか市に土地や家屋を購入する際や賃貸借契約などを結ぶ際に、早い段階から自治会に関するアナウンスや加入促進に向けた取り組みを進めているところでございます。

加えて、ひたちなか市のホームページ、ユーチューブに上がっていますが、自治会の活動を紹介する動画を何本か作成いたしまして、こういったものの啓発を通して、自治会加入促進に向けた取り組みを進めているところでございます。

今、ご紹介申し上げた取り組みが、すべて完全かというところではないと思っております。今後とも、自治会連合会等の加入促進或いは加入世帯数の維持に向けた取り組みなどを進めて参りたいと思います。どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

（市長補足）

私からプラスアルファですが、自治会連合会でも、私がお話をさせていただいていることは、その地域の助っ人をいっぱいまず知っていただいて、仮にその地域に住んでいない場合でも、手助けをしていただけるような、そのような団体との繋がりを作っていくま

しょうというお話をさせていただいております。

ひたちなか市には、結構いろんな団体があって、例えばごみ拾いの団体や環境美化の団体等いろいろあるわけではありますが、自治会の方々とその団体の方々との接点は今まであんまりなかったというのが、少し反省点でありまして、なるだけそういう方々と出会える、そういった場面を我々今作らせていただいていますので、この団体の方々は特に田彦には住んではないけれども、そういうことであつたらお手伝いしますよというような形で来ていただいて一緒に活動ができるようにしていければと思います。

あともう1つは、地域にある企業や法人、例えば福祉施設であつたりとか、もしくは企業であつたりとか、先ほど申し上げたように、その従業員は必ずしも田彦には住んでいないけれども、田彦地区で営業活動をいろいろな形でやっているのであれば、一緒にお祭りも手伝ってもらってくださいとか、このように担い手を増やしていくような、また自治会でもそういった皆さんに声をかけやすいような状態を作っていく必要があると思っています。

実際私も、大企業の総務部長さんには、積極的に地域に関わってくださいと、もしくは何かの時にお声掛けをしたときに、そういった人手を出せるような働き方を考えてもらえませんかということも直接言わせていただいているところです。

いずれにしても、いわゆる共助と言われる、自分以外の地域に対して、時間を割いてより良い地域を作っていく機会は非常に減ってきていますが、やはりすごく大切だというふうに我々思っていますので、いろんな形でちょっとアイデアを出していきたいと思っています。また、何かこういう取り組みがあつたら面白いよということがあつたら、教えて欲しいです。

あと1つですね、自治会は夏祭りで準備するのがすごい大変だつてどこも言ってるんですが、準備を全部外注する団体が出てきました。お店をみんな自治会でやっていたが、大変だからもうキッチンカーを呼んで全部キッチンカーで食事を出しましょう。屋台を組むのもできないから、もう屋台も外注しちゃいましょう。もう自治会の役員も楽しむ、そして、一緒に顔の見える関係で遊ぶ方に振り切る自治会も出てきておりますので、これはこれで1つの考え方だなというふうにも思っております。

自治会連合会でそういった先進事例を話してもらって、どんどん広げていっていただく、そういった接着剤のような役割、もしくは場づくりを市としては、これからもやっていきたいなというふうに思っています。

5 特別会計における高齢者医療予算の減少について（個人参加）

特別会計の後期高齢者医療において、高齢者数は年々増加しているにもかかわらず、令和6年度の予算額27億6,918万円が、令和7年度26億7914万円に下がった理由を伺いたい。

(保健福祉部長回答)

後期高齢者医療の特別会計において、保険料納付金の減少のため、前年度より減っております。

(市長補足)

今度私は、茨城県の後期高齢者医療連合の連合長にもなりましたので、この話を少し補足させていただこうと思います。

皆さんご存じのように国保は、会社等に入っていない自営の方々もしくはリタイアされた方々が、保険を使うにあたり加入しているものです。この国保ですが、年々加入人口が減っております。その理由は、小さな会社はこれまで社会保険の方は入れなかったため国保に入っていました。しかし、国の制度が変わり、どんどん国保から社保に移行して、全体として加入人数が減少しているため納付金も減少しています。

その一方で、高額治療の方が非常に増えて、1人当たりの単価が増加しています。このような状況のため、今年度からまた少し税率の値上げもお願いしたいということを、先日市報でお伝えさせていただいたところです。

また、国保全体の仕組みの中では、後期高齢75歳以上は年々増加しています。茨城県全体の金額でいうと約3,900億円、対象人数は今50万人近くになっています。その中で、後期高齢の方々の納付だけで全部を賄ってわけではありません。約3,900億の内半分は国からのお金です。あと4割は現役世代が担ってるお金で、実際の後期高齢の方は1割負担していただいている状況です。このような仕組みになっていることをご理解いただきたいと思います。

6 プール学習の民間委託について（個人参加）

今、ひたちなか市の学校で、民間に委託してる学校ってどのくらいあるのかを聞きたいと思います。

(教育部長回答)

プール学習についての民間委託の状況ですが、本市の全ての小学校は、すべて民間の施設、もしくは民間の指導員に来ていただいた水泳授業を行っております。

具体的には、新しい学校でプールの環境が整っている美乃浜学園では、指導員に来ていただいて水泳授業を行っております。その他の学校につきましては、市内でご協力をいただいた事業者の施設のプールを活用いたしまして、子供たちが出向き、水泳授業を行っているところです。

中学校につきましては、引き続きそれぞれの学校のプールを改修して、これまで通り学校で授業を行っているところです。現在のところ、市内において協力いただける事業所さんすべてを利用している状況のため、中学校まで受け入れをしていただくには、受け入れ

の確保が必要となって参りますので、引き続き検討するというような方向性であります。

毎年、アンケート調査を実施して、子供たちの声や保護者の声をお伺いしている中で、これまでは屋外のため、なかなかプール学習を安定的に行えなかったものが、寒い冬になる前までに授業を終えるように日程調整していますが、年間を通して安定的に水泳授業ができることや、あと先生方にとっても、準備等の負担軽減が図られるという意見を頂いておりますので、引き続き状況を見ながら取り組んでいければと考えております。

7 学校における発達障害児対応の現状と対策について（個人参加）

近くに小学生のお子さんがあるご家庭が多く、発達障害の児童が結構増えてきており、教室内でも席を離れて歩き回る子が増えてきているというお話をよく聞きます。

他市町村では、予算でそういう子に対して生活支援員を入れて、落ち着くような形で授業を進めているとのこと。ひたちなか市での現状と、今後どのような対策等をとられるかを聞かせていただければと思います。

（教育部長回答）

現在の発達障害、何かしらの支援の必要となるお子さんが増えているという現状は、本市においても同様の傾向はございます。そういったお子様に対しましては、就学前にそのお子様の状況調査などを行いまして、それぞれのお子様の状況に応じて、どういった支援が必要なのか、どういった学級、教育の方向性で対応するのが良いのかを、専門家の目を入れて見ている状況です。

実際に、市内の学校に在籍することになったお子様につきましては、日頃の日常生活や学習において、何らかの支援が必要な場合には、市は学校介助員もしくは医療的なケアが必要なお子様に対しては、学校看護師という形で予算の方を確保し、人をそれぞれの学校に配置いたしまして対応しているところです。

そのお子様の状況により、一対一の支援が必要な場合や一対複数の支援が必要な場合は、学校との連携を図りながら、そのお子様の状況に応じた適切な対応をするように心がけております。

（再質問）

そのような支援をしていただけることによって、授業が成り立たない状況は、現在避けられているということでしょうか。

（教育長回答）

介助員等を配置できるケースもありますが、すぐに人が見つからない場合があります。そのような場合に、皆様方の中でもご協力いただいているケースがあるかと思いますが、民生委員の方や地域のボランティアの方々にご協力いただいて、場合によっては授業の中に

入って見守っていただいています。配置できない場合には、そういう協力を校長からお願いをしているというような状況でございます。

８ 市政懇談会の参加人数について（個人参加）

市政懇談会の個人参加は予約制で１０名までだが、人数制限せず自由参加のほうがより活発になるのではないかと。

（企画部長回答）

今回、田彦で個人参加ご希望の方々は、１０名以内で全員ご参加できるような形をとっております。また、会場の広さの関係や、事前質問の回答をお配りさせていただく準備の関係から、１０名以内を目安にさせていただいております。

また、１０名を超える場合には、私どもがコミュニティの方と参加人数を協議しまして、これからも行っていきたいと思いますのでご理解よろしく申し上げます